

職種職名区分規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人場作りネットに勤務する職員（以下、「職員」という）の職務内容を明らかにし、人事・給与等事務処理の円滑化を図るため職種を区分し、取り扱うために定めるものとする。

(職種の区分)

第2条 職員の職種は別表1のとおりとする。

2. 前項に定めるもののほか、職務の実情に応じて特別の職名を合わせて付与することができる。

(職種及び職名の決定)

第3条 新たに職員になったものについては、その職務内容に応じ前条に定めるところにより理事長が職種及び職名を決定する。職種及び職名を変更する場合も同様とする。

(発令方法)

第4条 職種及び職名は、理事長発令とする。ただし、理事長が特に認めたものについては、職種及び職名の発令を省略することができる。

別表1

| 部署 | 職種 | 職名 | 職務内容 |
|-------------|-----------|------------|--|
| 相談支援 事業部 | コーディネーター職 | 統括 Co | 事業の統括業務、センター間や関係機関への代表者としての業務など |
| | | Co | 相談業務の他、直接支援、相談員の育成やセンターの運営管理や関係機関との調整業務等 |
| | | Aco | コーディネーターを補佐し、コーディネーターの指示により、相談員の育成やセンターの運営管理 |
| | 相談職 | Co 補助 | 相談業務の他、コーディネーターの指示により直接支援および管理業務を含む事務的な業務 |
| | | 継続 相談員 | 相談業務の他、コーディネーターの指示により直接支援および付随する事務的業務 |
| | | 相談員 | 電話やその他ツールを使用した相談業務 |
| | | OJT 相談員 | 研修中の相談員業務 |

附則 この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附則 令和4年7月1日一部条文の追加及び変更、施行。